

新型コロナウイルスワクチン接種促進に関する意見書

現在、市町村では高齢者に対するワクチン接種の加速化に向けて、全力で取り組んでいるが、今後、全ての市民に対するワクチン接種の実施にあたっては、対象者が膨大なことから困難な課題に直面することが予想される。

この難局を乗り越え、一刻も早く感染症を抑え込むためには、国、都道府県、市町村が綿密に連携して、ワクチン接種をより一層進めていくことが必要不可欠である。そのため、下記事項について要望する。

記

1 地方自治体との事前調整について

国においては、ワクチン接種計画に影響する内容の要請等について、事前に都道府県や市町村と協議・調整したうえで、方針を発出していただきたい。

2 地方自治体への財政支援について

7月末までに高齢者への接種を完了させるために要する追加的経費について、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を追加交付することが示された。

今後、基礎疾患を有する方や一般の方などへの接種にかかる追加的費用等が発生した場合にも市町村の財政的な負担がないよう国において適切に支援をしていただきたい。

3 大規模接種会場の追加設置について

市町村の接種体制のみでは、接種できる人数に限りがある。今後、基礎疾患を有する方や一般の方などへの接種については、国や都道府県が主体となって大規模な接種体制を早急に構築していただきたい。

4 訪問によるワクチン接種の接種費用について

訪問によるワクチン接種は、接種会場等へ出向くことが出来ない者にとってなくてはならない手段である。現行では、保険医療機関の保険医が訪問診療を行った日と同一日に、ワクチン接種を実施した場合は、在宅患者訪問診療料を算定できるが、ワクチン接種のためのみに被接種者宅を訪問し、ワクチン接種した場合については、在宅患者訪問診療料は算定できない。また、訪問による接種は、診療所での接種以上に時間や移動経費等を要することなど、現場では課題となっている。こうしたことから、ワクチン接種のためのみに被接種者宅を訪問し、ワクチン接種した場合の費用について、支援を図っていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月14日

稲城市議会議員 渡辺 力

厚生労働大臣 殿